

編輯部報情閣内

週報

二月二十二日號

第二三號

昭和十四年二月二十一日發
昭和十四年二月二十一日發

(每週一回水曜日出)

五錢

增稅法案の全貌

馬政國策

海南島攻略の反響



露光量違いにより重複撮影



一 男海ゆく 荒海を
よせて碎けて散る浪に
時代の渦を乗り越えて
向けるべき道を 南へ北へ
とる人船歌 逆しよき
二 めざす大陸 遠くまで
旗は血しほの朝づく日
いのちの瀬戸のたぐひに
競へ建設 あらしのかた
いまが世界のしは境
文部省検定「日本國民教育」
「男海ゆく」より

週報

二月二十二日 第一三三號

増税法案の全貌	大蔵省
馬政 國策	馬政局
海南島攻略戦の善展開	陸軍省情報部 海軍省海軍軍務部
海軍 戦況(二月下旬～三月中旬)	海軍省海軍軍務部
本港空軍はどうすれば	内務省
防火的に改修出来るか	内務省
海南島攻略の反響	外務省情報部

◇官廳報告圖書より・文部省検定圖書紹介

露光量違いにより重複撮影

週

報

二月二十二日

第二三三號

増税法案の全貌……………大

藏

省(二)

馬政國策……………馬

政

局(二〇)

海南島攻略戦の新展開……………

陸軍省情報部(二七)
海軍省海軍軍事普及部

海軍戦況(月下旬—月中旬)……………

海軍省海軍軍事普及部(二〇)

木造家屋はどうすれば

防火的に改修出来るか……………

内務

省(二三)

海南島攻略の反響……………

外務省情報部(二八)

◇官廳編纂圖書より文部省推薦圖書紹介……………

(三三)

増税法案の全貌

大 藏 省

増税の趣旨

支那事變に關する軍事費は、臨時軍事費特別會計豫算に計上されてゐるが、既に第七十一回、第七十二回及び第七十三回帝國議會の協賛を経た臨時軍事費の總額は七十三億九千餘萬圓の巨額に上つてゐる。この軍事費の大部分は公債に依つて支辨せられたのであるが、その一部は統後國民に於てその分に應じ租税を以て負擔して來たのである。而して今や事變は長期建設の段階に入り、前途は尙ほ多事多難であるといはねばならない。従つて昭和十四年度に於ける臨時軍事費についても相當多額の追加豫算案提出の必要ありと認められるのであるが、我が國財政の現状に顧みれば、軍事費の財源の一部はこれを増税に求めるを適當と認められるのである。併しなから、近年數次の増税に依つて、國民の負擔は相當増加した直後でもあり、又事變は既に長期建設の段階に入つたといへ、各種經濟諸事情は今尙ほ相當の變動を受けつゝあつて、未だ落ちつかないものがある。この際更に重ねて一般的な増税を行ふことはいさゝか考慮を要するものありと認められる。そこでこの際としては、現下時局の好影響を受け利益の増加しつゝある産業に對する負擔の増加を圖り、以て其の増益の一部を納付せしめると共に、不急消費の節約または抑制に資する趣旨の下に、臨時利得税、物品税等を中心とする税法の改正に依り若干の増税を行ふこととし、これに因る増収を臨時軍事費特別會計に繰入れることとした次第である。

尙ほこれと共に現下緊要なる産業の振興、生産力の擴充等に資する意味で、租税上適當なる措置を講ずることとしたのである。

次に増税法の概要並びに生産力擴充等に關する租税上の措置の概要を説明することとする。

増税法の概要

増税法は前述の如く現下時局の好影響を受けて利益の増加しつゝある産業に對する負擔を増加すると共に、消費の節約に資する趣旨に依り、臨時利得税、物品税を中心として増徴する方針をとつたのであつて、その内容は、臨時利得税、利益配當税、公債及社債利子税、砂糖消費税、清涼飲料税及び印紙税を増徴し、物品税につきその課税範圍の擴張と増徴を爲すと共に、新たに建築税及び遊興飲食税を設けることとしたのである。以下これ等各税の法案についてその概要を説明するが、先づ増税法に依る初年度たる昭和十四年度の各税別の増収額を示せば次の通りである。

臨時利得税の増加	約 八千百萬圓	印紙税の増加	約 百萬圓
利益配當税の増加	〃 八百萬圓	物品税の増加	〃 五千百萬圓
公債及社債利子税の増加	〃 五十萬圓	建築税の創設に因る増収	〃 百六十萬圓
砂糖消費税の増加	〃 九百六十萬圓	遊興飲食税の創設に因る増収	〃 三千三百萬圓
清涼飲料税の増加	〃 二百萬圓		

以上合計約一億八千七百萬圓の増収となる見込みである。なほ、平年度に於ては合計約二億圓の増収となる見込みである。

一 臨時利得税

臨時利得税については、昭和十一年前三ヶ年間の基準年度とする乙種利得の増徴に主眼を置き、昭和六年前三ヶ年間の基準年度とする甲種利得については輕微なる引上としたのである。即ち法人については、甲種利得に對する現行税率百分の十七・二五を百分の二十に引上げ、乙種利得に對する現行税率百分の三十を百分の四十に引上げ、資本金十萬圓以下の小法人に對する乙種利得の現行税率百分の二十五を百分の三十に引上げた。個人については甲種利得に對する現行税率百分の十一・五を百分の十二に引上げ、乙種利得に對する現行税率百分の二十を百分の二十五に引上げることとした。尙ほ昭和十二年一月以降に於ける法人の増加資本については、最近に於ける事蹟に顧み、新設法人の資本と課税上差別するのは適當に非ずと認められるので、これが平均利益の計算方法を改め、新設法人の場合と同じくその増加資本金額につき甲種利得に在つては年百分の七、乙種利得に在つては年百分の十の割合を以て算出したる金額を以てその平均利益とすることとした。

二 利益配當税

利益配當税は、現在、配當金中配當率年七分を超える金額に對して百分の十の税率を以て課税してゐるのであるが、比較的高率の配當金については多少引上の餘地があると認められるので、配當金中配當率年一割を超える

金額に對しては税率を百分の十五に改めることとした。

三 公債及社債利子税

公債及社債利子税についても利益配當税の税率引上に併行して増徴する爲めに、現行税率百分の十を百分の十五に引上げることとした。

四 砂糖消費税

砂糖消費税については、税額に付き約一割の増収を來たすやう砂糖の各種別間の權衡に留意しつゝ、その税率を百斤に付き五十錢乃至七十錢引上げることとした。

五 清涼飲料料税

清涼飲料料税については、最近數回の増税に際して増徴を行はなかつた關係もあるので、第一種即ち玉ラムネ等詰のもの二石に付き現行七圓を八圓五十錢に引上げ、第二種即ちサイダー、シトロン等一石に付き現行十圓を十五圓に引上げ、第三種即ち罐詰以外のものについては炭酸瓦斯使用量一疋に付き現行三圓を四圓五十錢に引上げることとした。

六 印紙税

印紙税については物品切手(商品切手)に對する現行税率三錢を左の階級定額税率に改め相當程度の増徴を行ふこととした。

記載金高三圓以下のもの	三 錢	同	二十圓以下のもの	六 十 錢
同 五圓以下のもの	十 錢	同	三十圓以下のもの	九 十 錢
同 十圓以下のもの	三十 錢	同	五十圓以下のもの	一 四 五 十 錢

同	百圓以下のもの	三	四	記載金高なきもの	三	錢
同	百圓を超えるもの の端数毎に	三	圓			

なほ記載金高一圓未満の物品切手は現在非課税となつてゐるが、この點については何ら變更がない。

七 物品税

物品税については、比較的負擔力ありと認められたものはこの際不念と認められる消費に課税する趣旨に依り、第一種または第二種の物品の課税範囲を相當程度擴張して、比較的高級の織物及び織物製品、文房具、玩具、果物、嗜好飲料、茶、珈琲、ココア等を課税物品として追加すると共に、現在乙類に屬する課税物品（これ等物品に對する税率百分の十）のうち、毛皮または毛皮製品、羽毛製品、化粧品等數種のものに甲類に屬せしめ、百分の十五の税率を以て課税することとした。而して第三種としては、新たに餡、葡萄糖及び麥芽糖に對し百斤に付き二圓の税率を以て課税すると共に、酒類については清酒、白酒、味淋、焼酎、麥酒に對する税率一石に付き現行五圓を十圓に、酒精及び酒精含有飲料に對する税率一石に付き現行七圓を十四圓に、葡萄酒に對する税率一石に付き現行十圓を十五圓に引上げ、尚ほ果實酒（酒精及酒精含有飲料税法第三條の三に規定するもの）に對し葡萄酒と同様一石に付き十五圓の税率を以て課税することとした。

八 建築税

建築税は一定價額以上の住家、料理店等を建築した者に、この種の建築の抑制に資する意味をも含めて課税せんとする趣旨で、今回新たに設けることとしたものであつて、その課税方法は、建築價額一萬圓以上の（イ）住居の用に供する家屋、（ロ）料理店業、席貸業、その他これに類する營業の用に供する家屋、（ハ）演劇、活動寫眞、演藝または觀物の開催の用に供する家屋を建築した者に、家屋（附屬工作物を含む）一構毎にその建築價額を標準とし、

建築價額より五千圓を控除した殘額に對し百分の十の税率を以て課税せんとするものである。

九 遊興飲食税

尚ほ今回新たに創設せられる遊興飲食税は、料理店、貸席、旅館等に於ける一人一回五圓以上の遊興飲食に對し（藝妓等の花代に對しては五圓未満の場合と雖も課税せられる）遊興飲食料金のうち藝妓の花代については百分の二十、その他の料金については百分の十の税率を以て課税することとした。尚ほ遊興飲食税の創設と共に、従來地方税として課税してゐた遊興税は、これを廢止することとし、これに因つて生ずる地方團體の歲入缺陷に對しては國庫より相當額を補給することとなるであらう。

生産力擴充等に關する租税上の措置の概要

生産力擴充、産業振興等に資する爲め、法人の留保所得の輕課、重要物産製造業に對する免税範圍の擴張、補助金及び研究費に對する課税の輕減、特別減價償却の認容等租税上の措置を講ずることとしたのである。次にその要點を説明することとする。

一 留保所得に對する課税の輕減

法人の利益についてはこの際なるべくその留保を多額ならしめることが適當と認められるので、法人の所得中留保した金額に付き一定の條件の下に所得税輕減の途をひらくこととしたのである。その一定の條件は、大體次の通りである。

- (イ) 法人の所得總額に對する留保金額の割合が高率となるに従ひ所得税の最高課税限度を引下げる仕組とし負擔の緩和を圖ることとした。
- (ロ) 法人の留保所得が所得總額の四割を超過する場合に於てその超過留保額を以て時局に緊要な事業設備の擴

張資金に充當し、または政府の指定する證券を購入する等、一定の條件に基づいてその留保金に相當する資産を運用したるときは、その運用金額に對する普通所得税の二割を軽減することとした。但し運用の條件を具備せざるに至つたときは、既に軽減した税金の追徴を行ふこととなる。

二 重要物産製造業に對する免税範圍の擴張

時局に緊要なる重要物産の製造業については、製鐵事業法、工作機械製造事業法、航空機製造事業法、自動車製造事業法、硫酸アンモニア製造事業法等の各事業法に依つてそれ／＼適當なる免税の特典を與へることになつてゐる外、所得税法及び營業收益税法に於ても、各種の重要物産の製造業につき、開業の年及びその翌年より三年間税金を免除する規定を設けてゐるのであるが、現下の狀勢に鑑み我が國重要産業の確立を期する爲め、更に免税事業の範圍を擴張すると共に、従前よりこれ等免税物産の製造業を爲してゐた者が、従前の製造設備を増設した場合でも、その増設した設備による製造業務に對し免税期間の更新を認めるとか、或ひは新規な製造方法に依る製造を開始したまたは其の開始した新規の製造方法による設備を更に増設した場合にもこれを免税し得る途をひろくこととしたのである。

三 補助金、研究費等に對する課税上の特例

補助金の中には時局に緊要なる生産力の擴充、産業の振興等に資する目的を以て國庫より交付せられるものが少なくないので、これ等の補助金にして政府の指定するものについては、所得税、營業收益税及び臨時利得税の課税標準の計算上、これを法人の益金(個人營業の場合は収入金)として計算しないと云ふ特例を設けることとしたのである。又生産力の擴充、産業振興等に資する爲めにはこの際充分なる工業上の工夫、研究を爲さしめることが適當と認められるので、時局に緊要なる事業に關して、各種の研究的支出を爲したときは、たとひ其の支出が資

本的な支出であつても所得税、營業收益税及び臨時利得税の課税標準の計算上その支出を損金又は経費として控除することとしたのである。

四 時局産業固定資産に對する減價償却の特例

時局に緊要な事業については、最近その固定資産の減價償却(減價償却)期(減價償却)年數を相當程度短縮して、その實情に適應するやうに改正して來たのであるが、尙ほこの際なるべく固定資産の減價償却を多額ならしめ、以て企業の基礎を強固にしつゝ、生産力の擴充に努めしめる趣旨に依り、更に其の償却を容易ならしめる措置を講じたのである。即ち時局に緊要なる事業の用に供する家屋(工場用以外の建物を除く)、機械、設備及び船舶にして、今後の新設または進水に係るものに對しては、その價額の三分の一に相當する金額につき取得後三年間に特別の均等償却を爲し、殘餘の價額につき普通の償却を爲し得ることとしたのである。

五 織物消費税の非課税範圍擴張

織物に關しては綿絲、混用綿絲に對する生産配給統制強化の實情に鑑み、織物消費税法第一條に規定せられてゐる非課税織物(綿織物、綿麻交物等)につき、これ等の絲の代用としてステープル・ファイバーを用ひた絲を使用することを認めんとするのである。

六 耕地の交換に對する登録税免除

農村勞力の減少に伴ひ農業生産力の維持増進を圖ることは刻下の急務とするところであるが、農業作業を改善し、勞力の節約を爲す爲め、耕地の交換を行ふことは緊要なることと認められるので、この際これを容易ならしめる目的で、一定の條件を具へた交換を爲した場合に、土地の所有權若しくは永小作權の取得の登記及び交換の爲めにする所有權の保存の登記に對し、登録税を免除することとしたのである。

馬政國策

馬政局

はしがき

支那事變が擴大し、我が國未曾有の多數の馬が出征した。軍馬は忠勇な將兵と共に險難な地形、不良な天候の下に、困苦を忍び飢渴に苦しみながら、晝夜を分たず不絶の活躍を續けてゐるのである。皇軍の輝かしい戦勝のかけには、黙々として活躍してゐる多數の軍馬のあることを忘れてはならない。

特に、自動車や砲車が通らない峻峻な山地で、道なき道を跋涉しつゝ進撃する皇軍にとつて、敵を壓倒殲滅する唯一の武器は、馬の背を利用する山砲、機關銃等であることを思へば、駄馬の功績が如何に大きいかわからう。軍の機械化と共に軍馬の重要さが漸減すると考へるものもあるやうだが、今次事變の體驗によれば、軍馬は作戦上實に重大な役割を演ずるものである。

今回、事變に依る貴重な經驗に鑑み、日滿に互る馬政國策を決定し、また従來の馬政第二次計畫を改變し新たに内地馬政計畫を樹立したので、この兩者について一應説明して置き度いと思ふ。

日滿に互る馬政國策

支那事變の經驗と現在の國際情勢によつて、大陸に於ける軍馬資源培養の必要は益々緊要となつて來た。ところが、内外地滿洲等に於ける馬資源の現状からすれば、従來の馬政計畫では到底急速に軍の需要を充たすことが出來ないのみか、統後産業の確實を期することもまた困難である。

世の中には滿洲馬が内地馬より優れてゐると考へてゐる人もあるやうだが、事實は全くこれに反する。内地馬も今後尙ほ資質の向上改善を圖る必要があることは勿論で

あるが、内地馬は多年の改良に依つて資質は大いに改善され、殆んど改良されてゐない滿洲等の馬に比較すれば、その能力は遙かに優れてゐる。

滿洲馬や支那馬は、戦地に於て各種の用途に使役されてはゐるが、歩度が遅く力量も少く、行李輓駄馬として實役的の價値を持つのみで、輓曳力、負擔力は日本馬の約三分の二に過ぎない。

大陸方面の馬の資質が以上のやうであるから、軍の需要を充たすと共に統後産業維持の確實を期するには、内地の優秀な馬生産技術と種馬資源とで外地と滿洲に積極的援助を與へ、内地生産馬の一部を必要な地方に移し分布の調整を圖るなど、内地、外地、滿洲等を打つて一丸とした馬政國策を確立することが緊急の要務である。そこで昨年七月十二日、「日滿に互る馬政國策」を閣議で決定したのである。

「日滿に互る馬政國策」により各地に與へられた使命の要綱は次の通りである。

- 一 内地に於ては軍所要の有能馬、特に戦列部隊所要の有能馬を供給するのを主眼とし、銳意國內保有馬の資質向上を圖ると共に、生産力を擴充して國內保有馬の維持に努め、

且つ外地及び滿洲國に於ける軍馬資源の培養並びに改良の促進に積極的援助を與へること。

- 二 外地に於ては速かに軍所要馬数を整備するのを主眼とし、さしあたり内地馬を移植し、且つ漸次現地に於ける生産に依り馬資源の充實を計ること。

三 滿洲に於ては軍所要の有能小格馬の供給を潤澤ならしめるのを主眼とし、優良な滿洲産並びに日本産種馬によつて改良を急ぐ外、銳意馬の増産に努め、できるだけ多數の有能日本産馬を移民地其の他所要の地方に輸入し馬の増加を圖ること。

内地馬政計畫

「日滿に互る馬政國策」の決定と支那事變から得た貴重な經驗によつて、従來の内地の馬政(第二次)計畫は變更の必要に迫られたので、陸軍からの要望に従つて新たに内地馬政計畫が樹立された。

この計畫と従前の馬政第二次計畫との相違點は、第二次計畫に於ては有能乗輓馬の充實を目標としてゐたのに、反し、今度の計畫では戦列部隊所要の有能馬、即ち乘馬、輓馬及び戦列駄馬の供給を主眼としてゐる點である。従つて本計畫は戦列部隊所要馬の範圍の擴大と内地保有馬

の資質の向上、即ち、生産後に於ける馬の保護施設の徹底充實及び馬生産力の擴充を目的としてゐる。

なほこの計畫には期限を附していないが、これは計畫の内容が時勢の變遷、實施の成績に應じて變更を要するため、前計畫の期間である昭和十四年度から昭和二十年までの七年間にさしあたり實施を要する事項の實施要綱を定めてゐるのである。

本計畫は内地馬政計畫、内地馬政計畫實施要綱、馬改良方針、地域的役種別産馬方針の四部門からなつて居り、その概要は左の通りである。

一 内地に保有すべき軍用適齡馬

従来通り百五十萬頭の維持に努める。更に外地及び滿洲の軍馬資源増養と改良促進に積極的援助を與へる爲め必要な内地馬の増産を圖る。内地に保有すべき軍用適齡馬、即ち五歳以上十七歳以下の馬は少くとも百萬頭を要する。

二 内地保有馬の資質向上

内地保有馬の資質を向上させねばならぬことは、今次事變によつて痛切に感じさせられた。従來の馬政では、生産に重點を置いたが、事變の體驗によつて、生産後に於

ける諸施設を強化充實する必要を切實に感じた。一方、内外の情勢は日露戰役當時と異り、國外から多數の馬匹を輸入することが不可能なので、あく迄も現存國內資源によつて事變を終始することが絶對的に必要である。そこで、取敢へず昭和十二年度末から軍用候補馬鍛鍊會を組織させ、徴發されさうな馬を取急いで鍛鍊し、併せて衛生及び護蹄の施設を行はせた。

この施設は、全國津々浦々に至る迄熱烈な國民の協力の下に極めて眞摯に實施され、刮目すべき成績を収めつつある。徴發前に鍛鍊訓練を加へられた馬は鍛鍊を受けなかつたものに比し、軍馬としての成績に格段の差異があるだけでなく、他面産業用馬としても一段と能力を昂め生産力維持に貢献してゐる。しかも馬が強健となつたため、減耗を防止して徴發による馬不足を補ふ等、その効果は實にてきめんであつた。この應急處置を、本計畫では恒久的なものとし、その手段方法と適用の範圍の整備擴張を期した。

内地保有馬の資質向上に關する施設の概要は、牧野の擴大整備を圖ること、衛生に關し徹底せる施設を講じ、飼養管理の改善上必要な諸施設を充實すること、鍛鍊に

關する施設の完備を圖ること等である。そのうち國防上特に必要とする馬とその後継ぎとなる幼駒については、特に施設の充實を期し、新たに「軍馬資源保護法」を制定して軍用保護馬の制度を設け、これを飼養してゐる者に相當の飼養補助金を交付し、その飼養管理を完全ならしめると共に、壯馬には必要な鍛鍊を加へ常に軍馬としての資質を具へさせるやうにし、また幼駒の育成調教を周到にし、その健全な發育を計ることになつた。

尙ほこの制度では軍用保護馬の鍛鍊に資し、併せて軍用馬の認識を普及徹底するため鍛鍊競技を實施することとした。その實施に伴つて「地方競馬規則」に依る競馬は廢止され、民間多年の要望である地方競馬改善の趣旨にも副ふことになつたのである。

三 軍馬資源の分布調整

外地及び滿洲等に於ける馬政と緊密な協調を保ち、軍馬資源の増養並びに改良の促進に積極的援助を圖る。

四 馬の生産と改良

蕃殖に用ひられる牝馬と蕃殖技術とを最も有効に活用し、内地保有馬を維持した上外地及び滿洲等に對する援助に必要な馬の生産に努める。

産馬の方針は、低身、廣軀、四肢強健で負擔力、靱力、力並びに持久力に富み、中等の體格の者が乗つて使役するのに便で、飼養管理の容易な鞍型馬を生産するのを第一義とする。乗型馬の生産は平時に於ける軍の需要を目標としてこれを制限し、繊細な瘠せた馬、特に精悍過ぎるものの生産は嚴重に戒める。要するに今回の産馬方針の改正は、所謂國防用實役馬の生産を期することを眼目としてゐる。

馬の改良方針は「馬改良方針」及び「地域的役種別産馬方針」によつて定められてゐる。その概要は、地方の實情に即し地域的に役種別の産馬方針を確立すると共に、種馬を厳選しその配置と配合とを適正ならしめ血液の調節と體型の整理に努め、役種特有の性能を具へる有能馬の造成を期するものである。

役種は従来通り乘馬、鞍馬、小格鞍馬、重鞍馬の四種であるが、乘馬は従來は輕乘馬、重乘馬の兩役種に分れ、その血種は輕乘馬ではアラブ、アングロアラブ、アラブ系種、重乘馬ではアングロノルマン、アングロノルマン系種、中半血種としてゐたが、今回陸軍の要望に依つて輕重の役種別を廢止し、血種をアングロノルマン、アン

グロノルマン系種及び中半血種に統一した。鞍馬、小格鞍馬の血種は、軽半血種を除いた中間種であるが、これは軍の要望にも一致するので重鞍馬と共に従前通りとした。

前述のやうに乗馬の重種の廢止し、輕種又は輕種系を認めぬことにしたが、乗馬の改良には輕種の血液も勿論必要であるから、種馬については、従来通り、中間種(輕半血種を除いたもの)及び重種の外アラブ、サラブレッド、アングロアラブ、アラブ系種、サラブレッド系種も認めることとした。更に國家が種馬の登錄制度を設け個體の選擇淘汰を嚴重にし、日本特有の種類固定の促進を圖ることになつてゐる。

地域的役種別産馬方針については従来と殆んど異なる所はないが、陸軍の要望等もあり特に左の事柄につき注意を喚起することとした。

(一) 輕種は乗馬中間種の改良に必要な少數の種牝馬と、輕種自體の補充に必要な種馬の生産以外には必要がなくなつたので、その生産は極めて限局し、従來輕種の生産をやつて來た地域に對しては、特にその生産を制限すると共に輕種の生産に必要な種牝馬以外は次の方針で進むことになつた。

(イ) 輕種の種牝馬は特に優良なものを嚴選し、乗馬の改良に必要な種馬の生産を期すること。
(ロ) 従來輕種の生産に用ひた種牝馬で、資質の優良でないものには中間種種牝馬を配合し、乗馬又は小格鞍馬の生産に努めること。

(二) 乗馬馬の生産は平時に於ける軍の需要を充たすのを目標として、制限する必要がある。従つて従來の重乗馬産地には、乗馬生産に支障のない限り鞍馬の生産を認め、鞍馬種馬生産資源を活用すること。

(三) 重種は輕種と同様に中間種の改良に必要なものであるから、優良な種馬を造るため、重鞍馬産地に指定された地域では特に優良な種馬を選定して生産する。優良でないものは漸次鞍馬又は小格鞍馬の生産に努め漸次生産を制限して行くこと。

(四) 在來種は島嶼等の一部特殊地域に少數飼養されてゐるが、地方の事情に應じこれを存置しても差支へない。

以上は産馬の方針に關する概要であるが、この目的達成のためには、種馬の整理充實が最も緊要である。従つて今度の計畫では、種牝馬を特に政府に於て認可したもの以外は國有とすることとした。種牝馬の國有は昭和二十年年度迄に七千五百頭に達せしめる。豫定で、内二千頭は國家が直接養育する。

従つて民有の種牝馬は同年度迄に逐次整理されるわけだが、乗馬馬生産用種馬の整備は特に急を要するので、現在の種牝馬の内資質型格の充分でないものは、速かにこれを整理する方針である。また種牝馬については資質優良なものを生産地に保有するやう努力すると共に、資質の優良な種牝馬の飼養者に飼養奨励金を交付し、候補種馬の育成鍛錬施設を完備して資質の向上を圖り、優良候補種牝馬の飼養者に對しても保留または設置に關する奨励金を交付する。このやうに種牝馬と種牝馬とを整備しその配合を統制するため新たに「種馬統制法」を制定せんとしてゐる。

「種馬法」に依る種馬は、馬の改良に必要な種馬の能力を檢定し、種馬の取得を容易ならしめ、併せて馬事知識の普及を計るといふ趣旨の下に改善を加へた。尙ほ馬の生産増加を圖るため、生産率増進並びに傳染性流産豫防施設の完備を圖ることにしてゐる。

以上の如く産馬の方針は茲に一大變革を來すことになるが、その成果を直ちに期待することは勿論不可能なもので、軍馬の購買方針も急激な變動を避け相當の猶豫期間を設ける必要がある。そこで大體次のやうな取扱にする

ことを陸軍と打合せた。

(一) 戦列部隊所要馬の生産に必要な種牝馬の國有は大體昭和十四年度以降五箇年間に、その他の種牝馬は昭和二十年年度迄に國有とし、統制配置すること。

(二) 生産地に於ける平時の明け二歳軍馬の購買は、地域的役種別産馬方針に準據するのを本旨とするが、この方針に基づく有能種牝馬の更新充實を見るまでは、單なる種牝馬の統制配置だけでは陸軍の要望する役種に對し、完全な型格を有するものを造成し得ない實情であるから、昭和二十二年迄の軍馬の購買は馬改良の進度に順應し、その後も暫くの間は種牝馬整備の程度に應じて適宜酌量を加へること。

(三) 従來の輕乘馬産地で、軍用乘馬生産のため輕種種牝馬に輕種種牝馬を種付けすることは、昭和十八年で終りとなり、以後は中間種乘馬の生産に移るのであるが、昭和十八年迄に種付けした輕乘馬の軍馬購買には左の經過期間を設ける。
明け二歳馬は昭和二十年まで購買、明け三歳以上の馬は概ね昭和二十五年まで購買。

(四) 輕種の生産は、乗馬中間種の改良上必要な種牝馬と輕種自體の補充に必要な種馬を得るのが目的で、これがため國有種牝馬は種馬法に依る種馬に出走し能力檢定を経たものの中から選定する方針である。従つてサラブレッド系種馬は概ね従

來の競走回數に留めるが、アラブ系統馬では明け二、三歳の候補種牡馬の購買が中止されるからアラブ系種馬の購買頭数を若干増加すること。

五 馬の利用並びに馬事知識の普及

馬資源の保持涵養を圖るため、馬の利用範圍の擴張と利用法の改善とに努めることは極めて緊要のことなので、これに必要な諸施設の完備を圖ると共に、今次事變の經驗に鑑み馬事教育の普及に努めることとした。

六 有事の際に於ける軍馬の供給並びに産業の維持

従来いはゆる馬の總動員計畫といふものはなかつたが、今次事變の經驗に鑑み有事の際に於ける軍馬の供給並びに産業維持のため、豫じめ基礎的調査を爲すと共に組織的計畫を樹立することにした。

尙ほ本計畫に於ては東亞に於ける馬政の振興に必要な科學的基礎研究を行ふため、内地に馬に關する綜合研究機關を設ける方針である。

内地馬政計畫の概要は大體以上の通りである。この計畫に依つて、生産者は多年の要望である種馬國有の實

現、蕃殖馬保護施設の充實擴張等による生産費の低減、生産馬の販路の擴大、「軍用保護馬制度」の制定等による價額の安定など少からざる利益を受けることになる。

しかし一面、好むと好まぬとに拘らず、地域的役種別産馬方針通りの馬を生産せねばならず、また國防用實役馬生産方針に據り一部生産者が生産方針に變更を加へねばならぬ等の拘束を受けることとなる。

また育成者と使役者とは、軍用保護馬の制度によつて所有馬の資格又は價値を認定せられることとなり、しかも飼養費の助成を仰ぎ、且つ諸施設の充實により所有馬の能力の向上を圖ることが出来る等といふ利益をうけるが、これに伴ひ各種義務の負擔を忍ばねばならぬこととなる。計畫所期の目的を達成するためには能く本計畫の意の存する所を諒とせられ、一致協力以て幾多の障礙を克服されんことをねがふ次第である。

海南島攻略戰の新展開

陸軍省情報部
海軍省海軍軍事普及部

海軍

支那事變が北支より中支に及び、更に南支に波及するや、皇軍の南支作戦はバイアス灣上陸後僅か旬日にして南支に於ける敵の牙城廣東を陥れ、海南島の運命もいよいよ迫るとみられてゐたが、今や周到なる準備を以て、絶好の機を窺ひ海陸軍共同作戦のもとに神速果敢にも、二月十日未明支那南海の大島に堂々たる敵前上陸を敢行し、こゝに光輝ある我が南支作戦の戦史に二精彩を加ふるに至つた。

將に天祐とでもいほうか、九日夕刻頃迄南支那海一帯に吹きすさんだ風波も止み、敵前上陸の準備は進められたのである。土氣軒島たる近藤海軍中將の率ゐる南支海軍部隊は陸軍部隊を滿載せる大輸送船團を護衛し、九日夜半開夜を冒し忽然として海南島北西岸の澄邁灣に英姿を現はし

た。海陸の勇士は嚴肅な緊張裡に前面の敵地に向つて暗黒界の中をたゞ見つめてゐたが、前進の發令あるや、今まで薄氣味悪いまでに静まり返つてゐた澄邁灣の波は俄かに騒ぎ立ち、忽ちにして遙か闇夜の彼方に綠三信號彈が青と白との尾を曳いて中天高く上げられた時、正に十日黎明時、上陸成功の信號であつたのである。かくして海南島の奇襲上陸は見事に成功し、狼狽する敵の抵抗を排除しつゝ猛進撃を開始した。

我が海軍航空隊は十日未明〇〇基地を出發し、同島上空に飛來するや、上陸部隊を援護しつゝ其の前進を誘導し、南渡江岸開作戦に協力し海口、瓊州、秀英砲臺其の他の軍事施設に果敢な猛爆を行ひ、陸上部隊は午前十時には秀英棧橋を占領、續いて瓊山縣城を屠り、正午頃には最大都市海口を完全に占據し日章旗を翻した。

これと同時に澄邁灣に於て陸軍部隊の上陸を援護した海軍各艦艇は引續き午前八時過海口灣に突入し朝霧と複雑な海口港の水路を巧みに征服して海岸深く迫り、秀英砲臺に猛烈な砲火を浴びせた。敵は奇襲攻撃に狼狽したものの如く僅かに数發の應射をしたが、空からは海鷲の急降下爆撃を受け其のまゝ沈黙してしまつた。其の機を逸せず海軍舟艇は南渡江デルタ地帯の水路を啓開し、午後二時半海口に到達し湖の如く市街に突入した。こゝに於て海陸連絡完全に成り、海陸兩部隊長は海口市に於て感激の會見をなしたのである。

海南島の抗日分子も我が新銳軍の堂々たる海陸空の立體的攻撃に萎縮したものか、全く戦意を喪失し、無抵抗無血の上陸成功と言つても過言でないだらう。上陸部隊は大日本軍司令官の名のもとに「我に對して抵抗するものは絶対に假借を許さず」の布告を發した。かゝる諸事が幸ひしたのか、海南島民の抗日意識も次第に薄れゆき、我が機の澄邁灣南岸東水クリクに不時着に際しては、好意的救助作業に努め、戸毎には日章旗を掲げて我が軍に敬意を寄せるに至つた。我が宣撫班も直ちに活躍を開始し、海軍部隊は十一日紀元の佳節を迎へ海口市、長堤馬路の大時計裏前に

集合し感激の進拜式を舉行、旭日の軍艦旗は翻騰として轟つた。

海南島北部の攻略戦果擴大と共に、海軍部隊は二月十四日周密作戦のもとに島南部三亞港附近の奇襲上陸に成功し、陸戦隊は暑熱を冒して猛撃を續け、太田、井上部隊は正午榆林方面を占領確保し、更に前進中の中瀬、加藤部隊は十五日午前〇時崖城を占領するに至り、炎天に屈せず殘敵掃蕩の快進撃を續けてゐる。

廣東を攻略して海南島を取らざるは、畫龍點睛を缺く憾みありとは全國民の聲であつたが、こゝに機熟して斷乎海南島の要地を占據して南支封鎖作戦を一層強化し敵の武器輸入路たる安南海灣の監視を一層厳にすべく疾風迅雷の勢ひを以て上陸作戦が敢行されたのである。

いつもながら神速果敢なる皇軍は南北呼應しつゝ、破竹の勢ひを以て海南島の諸要地を次々に占領しつゝあつて全島の要地席巻も間もなきことと思はれるが本作戦の成功は漢口、廣東を失ひ斷末魔に喘ぐ蔣介石一派の抗日策動に甚大なる影響を與へ、其の抗戦能力を激減せしめるのみならず、更に本島を根據として我が軍が雷州半島及び北海方面に進攻することも考へられ、ます蔣政權を窮地に陥ら

しめる結果をもち來すものと認められる。

海南島は従來フランスと特殊關係にありと言はれてゐるが、帝國と諸外國との條約にも、支那と諸外國との條約にも、今次我が方の公正なる自衛行動を拘束する法的根據は何處にも存在しないのであつて、第三國の權益を尊重する我が軍のやり方にも照らしフランスをはじめ第三國は何等文句をいふ筋合はないのである。むしろ我が方の海南島占據は支那事變の終結を速かならしめることを考へれば、第三國は我が方の行動を邪魔せざるのみならず、我が方に協力することを眞に第三國の利益であつて、東亞恒久平和の確立に貢獻する意義深いものなることを確信する。

我が帝國としては、蔣介石政權が抗戦を續ける限りこれが罪愆はあく迄繼續せねばならぬことは云ふまでもなく、一億同胞は此の海南島占據の吉報と共にいよゝ舉國一致奉公の志を固めます。銃後の守を固くし、相携へて東亞新秩序建設の大業に邁進するの決心を新たにしなければならぬと思ふ。

陸軍

紀元節の前日二月十日、朝野久しきに互る待望の海南

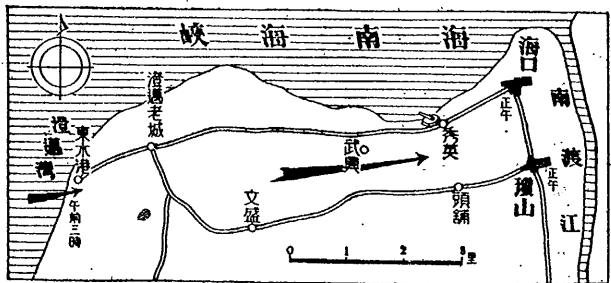
島に日章旗が飄つた。海南島の占領によつて南支方面の封鎖は更に強化せられた。

一 敵情

海南島には従來正規一ヶ師が駐屯してゐたのだが、昨年十月頃廣東方面に引上げ、その後は王毅の率ゐる保安隊一ヶ旅と自衛團十六ヶ中隊が全島の警備に當つてゐた。保安隊の主力は瓊山、海口附近に位置し、その編制、裝備もかなり良好である。自衛團は各縣毎に一ヶ中隊ばかりのものが配置せられ治安の維持に従事してゐた。

二 作戦經過の概要

二月十日午前三時、わが陸海軍の精銳部隊は緊密なる協同の下に海南島の北岸



澄邁灣に奇襲上陸に成功した。

敵の抵抗も大したことなくわが軍の奇襲上陸に狼狽して早くも南方山地方面に逃げ去った。秀英砲臺の敵は午前九時頃より艦隊と若干の砲戦を交へたが一時間程で沈黙した。

夜暮は灼くが如くであつたが天候良好で、上陸部隊は猛進撃を續行、十日正午頃には早くも瓊山を占領した。また午前八時三十分武興附近に進出したわが部隊は秀英棧橋、秀英砲臺等を逐次攻略し正午頃海口を完全に占領した。市街は被害なく平穩で一時避難した市民は續々歸還し到る處皇軍を歓迎して呉れることは特筆してよいことである。

海軍 戦況

一月下旬—二月中旬

海軍省海軍軍事普及部

海軍部隊は一月下旬以降、占領地域の陣容を整理すると共に、北支方面に於ては極寒を冒し日を迫りて明朗化する治安維持進歩のため残敵掃蕩に日夜餘念なく努力してゐる。中南支方面に於

ては間断なき我が航空部隊の協力の下に長江、珠江及び連雲港、リートの各種機雷を處分して水路啓開作業の完成を急ぐと共に、對岸の残敵掃蕩に多大の戦果をあげつゝある。

支那沿岸航行遮断部隊ははてしなき海面の封鎖を續行し、海南島の奇襲上陸に際しては上陸部隊を援護のため心血を注いで美事なる戦果を獲得した。二月なかばといふに流水風雪の極寒の北地より炎熱下の南支に互る海上制覇に勇躍しつゝある。

海軍航空隊の活動

海軍航空隊は一月下旬以来全戦線に互つて間断なき攻撃の威武を立てると共に、南支方面に主力を集中し、中支・北支の偵察爆撃にも戦果著しいものがあつた。この活動たるや、江上掃海作業に、或ひは残敵掃蕩戦に、または上陸作戦に協力し堂々たる海鷲の威容を遺憾なく發揮するに至つた。

南支方面に於ては、二月二十一日・二十二日の兩日に互り汕頭・潮州・陽江・電白港・東興を攻撃し、軍用船艇・列車・自動車群を爆破し、徐聞市政府を攻撃多数の正規兵を潰走させた。二十三日、欽縣兵舎及び三衢島附近の怪ジャンクを銃撃破壊させ、二十四日には貴縣に於てジャンク及び鐵道材料庫を爆撃し、二十五日・二十六日の兩日は、廣東省西江方面の新會上流に於て軍需品満載の運貨船一隻を爆撃し、江西方面進撃部隊は疎歩附近に於て、慶雲型敵測量船を撃沈した。二十七日・二十八日の兩日は、前日に引續き新會縣方面及び西江方面に於て軍用船艇群や運貨船數隻を攻撃

當時瓊山には保安隊約二千が據つてゐた。十二時頃その百名ばかりのものがわが進撃部隊に反撃して來たが撃退せられた。

十一日更に乾橋、大林方面に前進し二百これを占領した。航空部隊は敵偵察、敵軍隊軍事施設の爆撃の任に當り地上部隊に協力してゐる。

敵に與へたる打撃、遺棄死體二百三十、捕虜三百、齒獲品二十四種加農三、十五種加農一、重砲彈藥七百、チェッコ輕機關銃三、小銃五十六、同彈藥三千七百、自動車四である。わが損害、戦死者下士官一名、兵二名、戦傷者二名であつた。

し、二十九日三十日には、險惡なる天候を冒し欽縣市域内外よりの防禦銃火を制壓しつゝ、機銃陣地を爆撃沈黙させた。なほ南寧市西方に架設中の鐵橋を爆撃した外道路上の自動車三十臺を粉砕し、建築材料満載の運貨船數隻を銃撃し、他の一部隊は陽江岸にて倉庫群を爆撃六棟を大破させた。三十一日、南支部隊は瀾洲島上空に怪飛行機を發見直ちにこれを砲撃撃退した。

二月二日、西江・潯江及び電白方面の偵察機は軍用船艇・軍需工場・倉庫群を大破し、四日には貴州省城を攻撃し縣政府及び官衙多數を爆撃した。五日、廣西省宜山を攻撃し、飛行場附近の倉庫群を爆撃し火災を起させ、なほ新會、肇慶附近の倉庫・工場・軍用船艇を襲撃した。六日、貴縣攻撃に向ひ鐵道材料置場倉庫群ジャンク鐵道線路を破壊飛散させた。七日、廣東省欽州、北海方面を攻撃し、道路上の敵兵・馬車群・舟艇群を爆撃した。八日には前日に引續き廣東省南路一帯の要衝をつき、欽州・廣州偵察機は北海を爆撃し倉庫・砲臺・見張所・郵便・兵營・舟艇に爆撃を敢行し大損害を與へた。廣州方面の敵は防備嚴重にして同市街附近より機銃の防禦砲火を受けたが全機悠々歸還した。十日未明〇〇基地を出發した海南島上陸援護部隊はよく陸上部隊の前進を誘導し、秀英砲臺・海口・瓊州其の他の敵軍事施設に果敢な猛爆を反復し全島を威嚇沈黙せしめ現在も大活躍を續けてゐる。

中支方面に於ては、一月二十一日、南陽市を奇襲し、飛行場、滑走路、倉庫二棟、格納庫六棟及び師團司令部の重要軍事施設を完膚なきまでに爆撃した上、道路上の軍用半車馬群を銃撃し、格納庫に大火災を起させ、地上空中共撃隊を認めなかつた。二十五日、二十六日、城陵磯上流、岳州、蕪石山、馬鞍山方面の偵察機はジャンク及び倉庫を爆撃した。三十日には馬鞍山掃蕩戦に協力し、三十一日、浙贛鐵路を襲撃し、交通路遮断と同時に沿道の停車場、貨物列車、倉庫群、鐵橋等に的確な巨弾を投じ、甚大なる戦果を収めた。

二月二日、浙贛線交通路攻撃部隊は南昌南東慶子驛附近線路及び建物を爆撃した。四日、四川省萬縣に於て兵營、工場を爆撃し大火災を起させた。五日、前日に引續き浙贛線交通機關を偵察攻撃し、袁州、姚家鎮に於て熾烈なる銃火を蒙つたが、駱家埠、袁州驛構内の貨車數輛を顛覆させ、また姚家鎮、醴陵兩驛に於て線路數箇所及び構内建物數棟を大破、兵營一を炎上させた。六日當陽を襲撃し兵營に巨弾を加へ、なほ浙贛線攻撃部隊は隨州鎮及び東鄉兩驛線路を切斷し大外列車を爆撃し、防衛砲火を制壓しつゝ多大の戦果を収め全機無事歸還した。

北支方面に於ては、一月二十三日、艦隊機隊は青島附近偵察または南雲臺山東側敵據點を爆撃し、二十四日、連雲港、射陽河口を

偵察し、二十七日、二十八日、登州の砲臺、射陽河の密輸汽船三隻を爆撃損害を與へた。二月五日、青島空襲部隊は瀋河口附近沿岸及び艦隊機隊は文登及び萊州方面の偵察を行った。

週報の文

第六號
二月廿二日發行

週報のための月刊誌
週報の大衆版

▼時局と時事 ▼時局小登 ▼讀者の知識 ▼軍事經濟宣傳 ▼歐
洲大戦時のフランスの國民生活 ▼眞理感登 ▼ドイツの東方政策
▼イギリスの防務と兵 ▼讀者から ▼週報をだより ▼グラフィック
▼(建國精神の活動)

B5判八頁、定價二錢(送料
別) 申込は内閣印刷局發行課へ
週報へは申込手續により無代贈呈

木造家屋はどうすれば 防火的に改修出来るか

内務省

我が國の都市は火災に對して非常に弱
いから、防空に關する消防の對策といふ
ことは極めて緊要な事柄である。特に空
襲時には各種の原因から多數の火災が同
時に發生し、特に夜間は燈火管制の暗黒
下のこととして消防の活動に非常な困難を
豫想され、その消火が容易でないから、
平時の消防機關、消防施設、消火方法で
は空襲時の防火は出来ないといはねばな
らない。これに備へるためには國民一般
が消防、防火の觀念に徹底し、燒夷彈の
特性とこれに處する手段方法を知つて、
所謂自衛消防の強化を圖るとともに、消
防機關、消防施設の整備擴充、水利施設

の充實等にも十分意を用ひねばならぬ。
本年一月勅令を以て警防團令が公布さ
れ従來の消防組及び防護團を統合して一
段とこれを強化したことはこの意味から
適切な方策といふべきであり、防空法施
行以來重要都市に對し防空上の立場から
必要な消防器材或ひは貯水槽、消火栓等
の新設増設または水源の利用方法等を國
庫補助によつて着々整備充實してゐるの
である。これらと相俟つて我が國の都市
に特有な木造家屋を防火的に改修するこ
とが出来れば、防火の完全を期する上に
大きな効果があることは明らかである。
以下この木造家屋の防火改修の問題につ
いて述べてみよう。

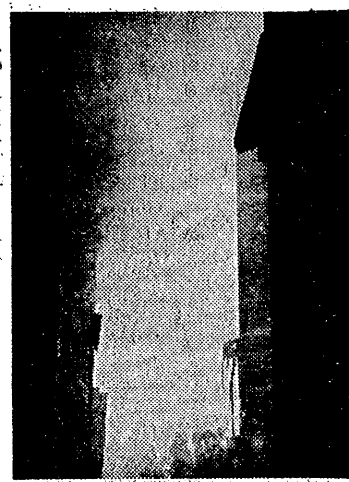
都市の建築物が全部耐火構造になれば
問題は無いのであるが、その急速な實現
は經濟上その他の點から到底行はれない
ことであるから、新築される建物は勿論
既存の木造家屋も、何とか防火的、即ち
隣家の火災に對し延焼しないやうに改修
すると改修するのが現状に即した方
法である。即ち先づ建物の外周を出来る
だけ燃え難いものにし、更にまた出来れば
その内部も燃え難いものとして、火災を
最小限に喰ひ止めるやうに考慮すべきで
あらう。かうすれば、たとひ一軒の家で自
衛消防の力が及ばず火災を起しても隣家
へ延焼することは防ぎ得ることとなる。
昨年の市街地建築物法の改正によつて
建築物の構造、設備または敷地に關し防
空上必要な規定を設け得ることとなつた
が、これに基づき本月十七日内務省令を
以て防空建築規則の公布を見た。この規

則中には防空上必要と認められる都市に於ては、隣家と相接して木造家屋を新築する場合に、必ず、あとに述べる趣旨の防火処理を爲さしめる旨の規定が設けられてゐる。

なほ、またこれら特殊都市に於ける既存の木造家屋に對しては、國庫補助に依つて建物の外周の防火的改修を爲さしめるため、目下第七十四議會で審議中の昭和十四年度豫算にはその所要經費が計上されてをり、これによつて急速に實現を期することとなつてゐるのである。

……二……
 では木造家屋の防火的改修はどんな風にやつたらいいかといふことになるが、隣家からの延焼防止上最も大切なのは直接火焔が吹きつける外壁及び其の部分にある窓、出入口等であり、次に火の燃えつき易い軒、庇の類、屋根等である。

以下これらを防火的方法を順次述べてみよう。



左の方に見られるのは、窓の入り口に、つりつりあつた、ところある。

1 外壁

木造家屋で延焼のおそれの多い箇所内でも、この外壁の部分で最も大きな面積を占める。普通の木材の下見板張の外壁が、隣家の火災に依つて延焼しないためには、普通の風の場合を考へても十メートル位を隔てておかなければ安全といへない。このことから考へてみると、現在の

都市の建物は何等かの防火措置を施さねば隣家の火災に對し容易に類焼する状態にあるわけである。これをどうすれば比較的簡單に、しかも經濟的な方法で防火的に爲し得るかといふと、普通の木材の下見板のかはりに左に掲げるやうな材料のどれかで壁面を改裝するのが適當である。但しこの場合隣家の建物と相面する壁面の改修だけでなく、隣家の壁面と直角な面でも隣地との境から近い距離にあるものは同様に改修を施さねばならない。

(イ) 厚さ二センチメートル以上の鐵網モルタル塗——この方法は一般に商店等の前面によく用ひられてゐるが、隣からの延焼を防止するためにはその厚さは二センチメートル以上とすることが必要で

ある(但し隣同志が互にその外壁を改修した場合が最小二センチメートルであつて、一方のみの場合はそれ以上を要する)。この場合張り方に注意して小さな穴でも塗り残しのないやうにせぬと、そこから焔が入つて内部に燃えひろがる危険が十分にある。

(ロ) 厚さ一センチメートル以上の耐火木材張り——耐火木材といふのは木材の芯まで耐火焔を泌み込ませて、火に逢つても焔を出して燃えあがらぬやうにしたもので、張り方は大體普通の下見板張と同様で差支へないが、張り方に注意して隙間のないやうにし、節穴を塞ぐことを忘れてはならぬ。また、耐火木材といつても、火焔が吹きつけたり、強い熱を受けたらすればその部分が黒くこけて反ることもあるから、それに因つて大きな隙間等が出来ぬやうに餘裕をつけて重ねて置くべきである。

(ハ) 厚さ二センチメートル以上の塗壁——關西方面の町家で多く用ひられてゐる塗家の構造(柱を塗り込んだもの)であれば、塗壁の厚さを二センチメートル以上とすることに依つて或る程度の延焼防止に役立つ。この場合龜裂の入りぬやう塗り方には十分注意を拂ふ必要がある。

(ニ) 木部と適當に隔離した石綿スレート張り——石綿スレートは右に言つた三者に較べて少し高價ではあるが既成品を取付ければよいので手間が割合に簡單である。たゞ前二者にくらべ熱を傳へ易い缺點があるから、羽目板、胴縁等の木部に直接取付けられないで、耐火木材とかその他適當なかひものを間にに入れて、木部と離して置くことが

必要である。以上は隣家との距離が極く近い場合の標準であるが、やゝ距離のある(例へば五メートル以上)場合ならば、トタン板を張つただけでも相當の効果が有り、また雨水のかゝらない箇所であれば耐火塗料を塗つた材料を用ひる程度でも、かなりの効果を収めることが出来る。

従つて以上四種の材料を用ひる場合その厚さは距離に依つては少し薄くしても差支へない。併し都市には外壁が互に



左の方に見られるのは、窓の入り口に、つりつりあつた、ところある。

密着したやうな家が多いから、そのやうに極く接近した部分の外壁を改修する場合には出来るだけ壁を厚くするとか、また隣家が燃え落ちたとき外壁に鋼製の入りぬやう工夫するとか、その他施工上には十分の注意を拂はねばならない。

2 窓、出入口など

外壁と同時に考へねばならぬのは隣家と接近する部分の窓、縁側、出入口等の開口部である。一體開口部の防火的構造は外壁よりも施工が難しい上に、わが國の家屋は概して開口部が多いからこの開口部に關する考慮も重要な問題となつて来る。その方法の要領は明け放しにせず雨戸、扉等の構造を設けることで、しかもその雨戸、扉等の構造は左に掲げるものか、またはこれに準ずる防火的のものであることを必要とする。

○耐火木材製のもの
○耐火木材または鐵製の枠にトタンを

張つたもの
○耐火木材または鐵製の枠に石綿スレートを張つたもの
○耐火木材または鐵製の枠に網入ガラスを入れたもの
○簡易な土葺扉

右の構造の扉を設ける外に、いづれの場合に於ても忘れてならぬことは扉の周囲の部分に對する注意である。せつかく防火的な扉があつても、その周囲が燃え易いもので出来てゐたのでは全然効果が無いのであつて、開口部周囲の構造も外壁に準じた注意が必要である。また空襲時には扉を開放しておいたのでは何の役にも立たないから、この點も抜かりの無いやう平常から訓練しておくことが必要である。既存の建物については以上の方法で開口部を防火的に改修することに止めるのも已むを得ないが、新しく木造家屋をたてる場合には隣家と隣接した部分、特

に隣家に面した部分には出来るだけ開口部を設けないやうにし、設ける場合にもなるべく小さなものとした上、右に述べたやうな方法を採ることが必要である。極く近接した家の隣家に面した開口部は採光上の價値も極めて少いから、衛生上支障がない以上これをつぶして、換氣は他の適當な方法に依つた方がよいと考へられる。

3 軒、庇など

火災延焼の點からいへば軒先、軒裏、庇等の部分が最も危険性が大きく工事施行にも困難な場合が多い。その防火的改修の方法としては外壁の場合と同様の材料ですつかり被覆するのが最も有効と認められるが、その施工に當つては少しの隙間も無いやうに入念に包まねばならぬ。軒裏、庇等の部分は隣家の火災の際、最も焰が猛烈に吹きつける所であるから、僅かの隙間からでも火

が入ることのないやうに十分注意する必要がある。又糞尿、庇等はトタン、耐火木材等の燃え難い材料で簡単に作る事が出来るからこの方法に依るのがよい。

4 屋根

市街地で草葺等の屋根が禁止されてゐることは改めていふまでもないが、瓦葺、トタン葺の屋根でもその下地——所謂野地が燃え易いものであれば軒裏に吹きつけた焰は軒先から屋根の面をなめるから、其の部分の屋根をトタン板等の熱を傳へ易い材料で葺いてあるものは、野地板との間に鐵網モルタル、耐火木材等不燃性の熱遮材料を適當な厚さに挿入する必要がある。この方法を施すべき範圍は隣家との境界線から五メートル位までが必要であるが、その中でも二・五メートル以内の部分は相當しつかりしたものとし、距離が遠い場合にはその厚さを少し軽減しても差支へない。

壁、開口部、軒、庇、屋根等の全部を右の要領で防火的にするに要する經費は、新築の場合には在來の方法に比し建築費總額が五分乃至一割を増すだけであり、既存建物を改修する場合には壁面一面坪につき高くも八圓前後である。

以上は隣家からの延焼を防止する上から考へて木造家屋の改修方法を述べたのであるが、その外に隣家からの火災でなくその家屋自体に焼夷弾が落下した場合、その内部にも或る程度の殺傷性を具備せしめることも必要であつて、これにも屋根裏の物の整理とか、障子、襖その他建具の防火処理等の問題があり、また建物の周囲に俵、薪等の燃えつき易いものを雜然と放置することなども慎むべきである。今後とも各方面に諸種の對策を講じ、

わが國土防空の大きい特殊性であるところの防火問題の對策上遺憾なきを期したいものである。

寫眞	二月二十二日發行
週報	第五十三號
☆愛馬大行進	北元の佳節三千里の軍馬一大愛馬行進
☆三河の新天地	北滿の一角三河地方に白頭霧人ザバイカルゴザツク農民の探險隊がある。天裏の夜野は新して種を播けば豊かに實る。南面のスロープに牛も馬も馬も肥え、老人も子供も、若者もすべて樂しき生活を送つてゐる。これも探險隊員生活の賜物である。
☆假想弾の中	探險隊員も弾の中
☆戰場に散つた花(讀もの)	
☆國策料理	
☆ドイツ陸軍アルプスの雪中演習	海外通信
☆讀者のカメラ	定價 十錢



海南島攻略の反響

外務省情報部

去る二月十日、突如として敢行された南支海南島に対する我が奇襲作戦は、昨年十月の廣東攻略にも増して、蒋介石政権に對して多大の打撃を與へ、同時に世界各國に對しても非常な衝動を與へたのであつた。

而して、海南島攻略の目的とするところは、同日、我が外務省情報部長談として、内外新聞通信に發表されたやうに「海南島は目下支那軍の重要作戦地帯で、従つて支那軍力を掃蕩する」にあつたのであるから、支那やフランスの一部の新聞が、日佛協約の違反であると批評してゐるは、もとより當らないところである。

即ち、「明治四十年（一九〇七年）日佛協約締結當時は、支那は半身不隨時代で治安維持の能力を缺き、そのために日佛兩國の支那との接壤、近邊地帯の不安動搖を防止する

の見地から、相互支持を約したものであるが」今次の支那事變によつて惹き起された事態は「日佛協約に豫見された協約兩國の、相互平穩保障の問題とは全然別個の問題である」から、従つて「一八九七年の海南島不割讓に對する佛支間の交換公文は、兩國の問題で何等日本を拘束するものではない」ことは勿論である。

然し、我が海南島攻略の報が全世界に傳へられるや、英佛を初め支那問題に利害を持つてゐる各國は、或ひは驚き、或ひは憤慨し、或ひは憂へ、各國各様の反響を現はしてゐるのであるが、各國が重大視してゐる點は、日本が海南島を永久に占領してしまはせぬかといふことと、日本が海南島を占領することは、英佛その他歐米諸國の南支方面に於ける立場を脅威し、日本が太平洋に於ける優勢な地位を占めるであらうといふ懸念である。

なほ、海南島を日本が占領したことに對し、最も大きな利害を持つ英佛は、日本に對して何等かの報復的態度に出る

(28)

であらうといふ観測が一般に行はれてゐるが、然し、今日の緊迫した歐洲の情勢から見て、結局は何等強硬な手段には出られないであらうといふことに、大體一致した結論を下してゐるやうである。

二

海南島の攻略は、意表に出でた巧妙な奇襲作戦であつたので、蒋介石政権の狼狽は非常なものであつた。殊に、西南方面からの武器輸送が脅威されて、抗日作戦の上に大きな打撃を受けることを懼れてゐるのであるが、蒋介石は十一日、外國新聞記者に對して「日本軍の海南島占領は抗戦には重大な影響はない。」と強ひて平靜を裝ひ、「日本軍の海南島上陸は、極東の海上情勢から觀察すれば、その意義と影響は極めて重大である。元來、同島は太平洋と印度洋との間の戰略上の重點で、敵軍がもし同島を占領すれば、香港とシンガポールとの交通は完全に遮斷されると共に、シンガポールと暹洲との連絡も切斷され、その上にフィリッピンもまたその控制の下に置かれ、更に直接安南を脅威し、太平洋の海上權を完全に制覇する端緒を開くことになる。」と、しきりに英米佛等に對する脅威を強調して、それらの諸國が日本に對して強硬な手段に出ることを期待して

ゐる。

また、上海や香港等に於ける抗日系漢字紙や英字紙等も、同島の占領によつて佛領印度支那をおびやかすし、武器の輸送を防止する目的であると批評し、佛領や英領各地に脅威を與へるものと論じ、日佛協約の違反であると非難し、軍事上の重要性は乏しいと強辯すると共に、英佛から強硬な抗議が提出され、英佛との正面衝突となるかも知れないと述べ、或ひは、英佛が必ず實力を以つて支那を援けることは當然期待出来ると、これまた蒋介石の言ふところと歩調を合はせて、人心の動搖を押しよとしてゐるのである。

三

支那の新聞がしきりに日佛協約違反だと騒いでゐるにも拘らず、當のフランスに於ては、日佛協約を問題としてゐる新聞も二三はあるが、我が海軍當局が印度支那を侵す意思はないと言明したことなどが傳へられ、占領の目的が支那と外界との連絡の遮斷のためであると解釋されてゐるので、かへつて、作戦上の必要から一時的に占領したのならば條約違反とはならないとか、フランスは反對する根拠がないとか、或ひは條約上抗議する根拠は薄弱であるとい

(29)

ふ議論を掲げてゐるものが多いのである。

フランスとして最も重大視してゐる點は、海南島の占領が永久的なものであるか否かといふところにあるやうであるが、これに對してフランスとして執るべき措置については、もはや如何とも爲し難いが、今後はますます警戒を要するとしてをり、それ程強硬論は見當らず、いづれもイギリスにも重大な關係のあることを指摘して、英佛兩國が共同して外交的措置をとるであらうと觀測し、また、アメリカとも協力すべしと主張してゐるものもあり、諸説紛々たる有様であるが、一般に論調は消極的である。

なほ、日本が海南島を占領した原因について、印度支那政廳が中央の命に服せず、蒋介石援助を遣つたためであるから、今後更に恐るべき事態を招かぬやうに、印度支那政廳の態度を改めさせる必要があると警告してゐるものや、アグレマン問題と無關係ではないといふ反省的な論評の現はれてゐることは注目を惹いてゐる。

なほ、日本は事前に獨伊兩國に通報したが、フランスには通報しなかつたといふやうな突飛な議論もあるが、これは、殆んど各新聞が擧つて日獨伊の三國が、東西相呼應して防共綱軸を活用させてゐると書いてゐることによつて窺はれるやうに、日獨伊三國の提携に對する反感の表はれと見る

べきものであり、しかもそれが相當深刻なものであることを示してゐるのである。

四

フランスに次いで最大の關心を持つてゐるイギリスも、これまた興奮した態度を示してをらず、タイムスの外交記者も、海南島が佛領印度支那及び廣州灣租借地に對して形勢の地位を占めてゐる事實に鑑み、英佛兩國政府の關心事であるが、同島に對して領土的野心を有せずといふ日本の聲明と對照して検討すべきであると述べ、やはりフランスと同じく、同島の占領が永久的であるか否かといふ點に重大な關心を持つてゐることをほめかしてゐる。

また、同島の占領が獨伊と相談の上で行はれたかどうかは不明であるが、これが對策を執るとすれば英佛協議の上であらうと見てをり、更に、日本の海南島占領は佛領印度支那に對する脅威であるが、フランスとしては本國の防備が最大の財政的負擔となつてゐる今日、極東に於ける軍事行動の如きは問題とならず、結局イギリスに頼るの他はないと述べてゐる。

なほ、海南島に近いシンガポールあたりでは、日本は將來、海南島を太平洋作戦の據點とする目的であるといふや

うな邪推もあり、日本は全島を保有することが出来るならば、極めて寛大な和平條件で支那に對し得るであらうといふ穿ち過ぎた論評もあるが、論調はいづれも消極的である。また、濠洲の新聞の如きは、海南島の占領は、日本による太平洋制覇への端緒であるといふ蒋介石の不吉な警告は、外交的に誇張を含んでゐると、蒋介石が十一日に外國新聞記者に述べたところの英米佛の日本に對する干渉誘導策に對して一矢を酬いてゐるのであるが、然し、もし永久的占領ならば太平洋上の勢力均衡に對する影響は無視出来ないといふ警戒的態度を示してゐるのである。

五

アメリカに於ては、フィリピン島に關する限り、アメリカに取つても決して輕視することの出来ない重大な問題であるが、相當な關心を持つてゐることを示し、日本には將政權を屈服せしめる手段以外に、遙かに重大な意圖が潜んでゐるといふ疑問は相當深いやうである。著名な評論家ウォルター・リップマンの如きも、支那事變中の單なる一つの出來事とみなすことは出来ないといふ論じてゐるのであるが、然し、直接アメリカに關係ある問題として、政府に對して何等かの措置に出るやうなことを慫慂してゐる議論は、目

下のところ現はれてゐない。

殊に、フィリピンに於ては、海南島の占領は、單に事變が南方に發展したといふことを意味するに過ぎない。これによつて日佛間の抗争を深刻化する原因とはなるだらうが、フィリピンの獨立問題には影響を及ぼすものではない。海南島は臺灣より遠く、しかも日本政府がアメリカとの紛争を極力避けるやうに努力してゐることに鑑みても日米間の問題とはならないといふ論評を掲げてゐる新聞もあり、支那側が宣傳してゐるやうに、大して脅威を感じてゐないのである。

また、佛領印度支那の現地に於ては、日本を非難し、相當脅威を感じてゐるやうな模様であるが、蘭領印度諸島各地に於ても、英米佛の利益を侵害するものであるとの議論はあるが、事實の問題としてはさほどの影響はなく、しかも、英佛から抗議が出るであらうけれども、歐洲に於て多事なる今日、その抗議も強硬なものであるかどうか疑はしいと諦めてをり、一般に大きな衝動を受けてはゐるが、如何とも爲し難いので、議論をしても無益であるといふ消極的な態度が窺はれるのである。

露光量違いにより重複撮影

官廳編纂圖書たより

◇大日本外交文書(外務省調査部編) 外務省調査部に於て明治以來のすべての外交公文書、山積深い門外不出の秘蔵圖書、その他の記録秘文書を整理集成したるもの。種々の情報資料や往復訓令あるは各國政府との往復公文書などすべてをおさむ。最新刊はその第四卷(自明治四年一月至同年十二月)で、主な内容は左の如くである。

岩倉使節全權大使節各回訪問に關する問題、朝鮮との通交問題、那羅教授の歸國問題、出稼人召還に關する件、露露の外債処分に関する件、外國博覽會参加に關する件、英露海軍協定の日本海軍協定に關する問題等(全一〇〇頁、發行 東京市丸の内一丁目十二、日本國際協會、定價十圓、送料内地三圓) 時局下に於ける學生(國民精神總動員中央聯盟編) 同聯盟が學生生徒の時局に關する認識を深める目的で全國の大學專門學校の學生から募集した論文のうち、入選したもの三篇をおさむ。(一)第八號送料二圓まで三圓 (二)我が戰時經濟を論ず(同右) 同様の趣旨で募集した論文のうち入選したもの。(一)第十號、送料二圓まで三圓 右兩書とも現下時局下に於ける學生の眞

文部省推薦圖書紹介

興味があふれ、興味ある讀物である。(發行 東京市丸の内一丁目十二、國民精神總動員中央聯盟) キュリー夫人傳(エーヴ・キュリー著、川口篤) その他譯) ラヂウム發見で世界的に有名なキュリー夫人の傳記をその愛娘のエーヴが著したもの。夫人がワルソーの一教授の娘として生れてから、貧しい生活の中にあつても孜々として勉強に餘念なく、後バリの大學に進んでからピエール・キュリーの妻となつてその指導をうけて、科學の世界に精進し、ついにラヂウムの發見に至るまでの偉大な夫人の一生の物語である。それは單なる冷たい科學者の一生ではなく、聰明な娘であり良妻であり慈母であつた上に科學的真理の探求者であつた世にも稀な偉大な女性の一生の物語である。學問的探求と、祖國への奉仕と、人類の福祉増進への欲求と、これらが夫人にあつては渾然と調和し、讀む者をして大きな感激を覺えさせる。(四六六頁、發行 東京市丸の内小川町三十八、水社、價一圓八十錢、送料十四錢)

週報	昭和十四年二月二十二日印刷發行
編輯者	内閣情報部
印刷者	東京市丸の内永田町内閣總理大臣官舎内印刷局
發行者	東京市丸の内大手町印刷局
定價	一部 五錢 二部 二十錢 一年(前金) 二圓四十錢 (外購郵便に依る場合は一年四圓八十錢) 半ヶ年未滿配達郵便の方は一部五錢の割合を以て前金を當へ御申込み下さい
申込所	内閣印刷局發行課 電話丸の内(三)三五一九 振替東京一九〇〇番
御注意	▲本誌は贈答の場合に必ず「贈答何様」とり贈答の旨を明記し、且つ右欄記載を内閣情報部庶務課庶務三課宛に送付下さい ▲本誌記事の無断転載は御断り致します ▲掲載記事に對する御意見を編輯部に屬しての御意見も、御断り無効と致し下され ▲本誌へ廣告御希望の場合は郵政一經五圓

週報

昭和十一年十月一日發行
昭和十四年二月二十日發行
郵便物認可
（毎週一回水曜日發行）

大楠公印
クラブ齒磨

八大特許を有する
殺菌・藥效齒磨!

クラブ 磨齒粉
CLUB DENTIFRICE
製 鹽 堂 陽 太 山 中
MADE IN JAPAN

用藥
クラブ齒磨

（判LA51 格規定國はさ大の書本）

内閣印刷局印刷發行